

報告第 1 号

地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 市長の専決事項の指定について第 2 項による専決処分

番号	発生日名	専決処分年月日	損害賠償の額	事件の概要
1	環境局	6.11.6	円 131,450	令和 4 年 10 月 14 日、被害者宅先丁字路で、本市小型ごみ収集車が、右折しようとした際、被害者所有の塀に接触し、破損させたもの
2	環境局	6.11.6	円 130,350	令和 6 年 7 月 15 日、多摩区で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有の自動販売機に接触し、破損させたもの
3	環境局	6.12.2	円 598,567	令和 6 年 10 月 2 日、多摩区で、本市小型ごみ収集車が、前方から走行してきた車両を避けようと後退した際、駐車していた被害者所有の軽自動車に接触し、破損させたもの
4	環境局	7.1.20	円 172,800	令和 6 年 1 月 18 日、麻生区で、本市軽ダンプごみ収集車が、右折した際、前方から被害者所有の自動二輪車で走行してきた被害者を驚かせて転倒させ、当該自動二輪車を破損させたもの
5	環境局	7.1.20	円 1,443,212	令和 6 年 4 月 27 日、高津区で、本市軽自動車が、右折しようとした際、右側から走行してきた被害者所有の自転車と接触し、被害者を負傷させ、及び被害者所有のヘルメット等を破損させたもの

6	宮前区役所	7. 1. 20	円 1,047,725	令和6年6月7日、宮前区で、本市道路パトロール車が、車線変更しようとした際、左後方から走行してきた被害者運転の軽自動車に接触し、被害者を負傷させたもの
7	消防局	6. 12. 27	円 122,741	令和6年8月9日、川崎区で、患者を搬送中の本市救急車が通過しようとした際、左側から走行してきた被害者所有の原動機付自転車に接触し、破損させたもの
8	消防局	6. 12. 27	円 338,987	令和6年10月7日、川崎区で、本市救急隊員が、本市救急車に乗車しようとした際、当該ドアが、強風にあおられ、駐車中の被害者所有の普通自動車に接触し、破損させたもの
9	環境局	6. 12. 26	円 220,000	令和6年6月10日及び同月17日、川崎区で、本市職員が、ごみの収集作業中、ごみ保管用のカートが被害者所有の花壇の外壁に接触する等して、破損させたもの
10	建設緑政局	6. 11. 5	円 1,157,000	令和6年6月5日、月読緑地で、枯れていた樹木が倒れ、隣接する被害者(ア)所有の駐輪場等及び被害者(イ)所有の自転車を破損させたもの
		6. 11. 18	円 6,403	
11	建設緑政局	6. 12. 18	円 66,000	令和6年8月1日、多摩区で、根元の腐食していた街路樹が倒れ、被害者所有の看板を破損させたもの
12	建設緑政局	7. 1. 15	円 115,500	令和5年9月24日、幸区で、被害者所有の普通自動車が走行中、車道にはみ出していた街路樹の枝に接触し、当該普通自動車が破損したもの
13	宮前区役所	6. 12. 12	円 16,398	令和6年9月20日、川崎市宮前区で、本市職員が、交通安全運動の装飾物を撤去する際に、当該装飾物が倒れて被害者に当たり、被害者が診察を受け、及び被害者所有の日傘が破損したもの

2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
105	5.6.29	川崎市役所第2庁舎解体撤去・広場等整備工事	川崎市中原区上平間216番地 横山・佐田共同企業体 代表者 株式会社 横山工務店 代表取締役 横山 清 構成員 佐田建設株式会社 代表取締役 佐田 正治	契約金額 954,419,400 円	契約金額 955,926,400 円	7.1.8	排水管敷設のために公道を掘削した際、水道管等の地中埋設物が排水管敷設の支障となることが判明し、下水取付管及び排水ポンプを追加する必要が生じたため、契約金額の変更を行うもの
127	5.10.13	中部児童相談所新築工事	川崎市川崎区桜本1丁目12番1号 野州・喜美代共同企業体 代表者 野州工業株式会社 代表取締役 大島 裕和 構成員 株式会社 喜美代建設 代表取締役 犬塚 正典	完成期限 令和7年 2月28日	完成期限 令和7年 3月31日	6.12.10	工事着手後に既設埋設配管の老朽化が判明し、更新が必要になったことに伴い、屋外附帯工事及び関連工事の作業工程の見直し等が生じたため、完成期限の変更を行うもの

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
130	5.10.13	浮島2期 廃棄物埋 立管理型 護岸対策 (その2) 工事	横浜市中区太田町1丁目 15番地 東亜・織戸共同企業体 代表者 東亜建設工業株式会社 代表取締役 早川 毅 構成員 株式会社 織戸組 代表取締役社長 織戸 一郎	契約金額 1,237,115,000 円	契約金額 1,316,712,100 円	6.12.4	当初の想定範囲を超える支障物があることが判明したことによる先行掘削の施工本数の増加及び鋼管矢板打設に使用する船舶に変更が生じたため、契約金額の変更を行うもの
26	6.3.18	労働会館 改修工事	東京都千代田区富士見2 丁目10番2号 前田建設工業株式会社 代表取締役社長 前田 操治	契約金額 4,147,000,000 円 完成期限 令和7年 12月22日	契約金額 4,545,082,300 円 完成期限 令和8年 7月31日	6.12.24	公共工事設計労務単価等の改定(令和6年3月)に伴う特例措置による契約金額の変更を行うとともに、地中埋設物の撤去に伴う契約金額の変更及び完成期限の変更を行うもの

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
27	6.3.18	労働会館 改修電気 設備工事	川崎市高津区子母口98 7番地 丸井・光陽共同企業体 代表者 株式会社 丸井電設 代表取締役 品田 勝之 構成員 株式会社 光陽電業社 代表取締役 小川 公利	完成期限 令和7年 12月22日	完成期限 令和8年 7月31日	6.12.24	地中埋設物の撤去に伴い、労働会館改修工事の完成期限の変更が生じ、また、本工事においても工事工程に影響が生じ、完成期限の変更を行うもの
28	6.3.18	労働会館 改修空気 調和設備 その他工事	川崎市多摩区宿河原1丁 目20番11号 研空・稲水共同企業体 代表者 株式会社 研空社 代表取締役 小田 茂幸 構成員 株式会社 稲田水道工務 店 代表取締役 樋山 晴久	契約金額 1,815,000,000 円 完成期限 令和7年 12月22日	契約金額 1,920,697,900 円 完成期限 令和8年 7月31日	6.12.24	公共工事設計労務単価等の改定（令和6年3月）に伴う特例措置による契約金額の変更を行うとともに、地中埋設物の撤去に伴い、労働会館改修工事の完成期限の変更が生じ、また、本工事においても工事工程に影響が生じ、契約金額の変更及び完成期限の変更を行うもの

3 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

訴えの提起

番号	専決処分 年月日	請求の要旨
1	6. 11. 18	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料188,845円、延滞金及び令和6年7月24日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月28,500円の支払を求めるもの
2	7. 1. 16	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料195,580円、延滞金及び令和6年9月15日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月23,100円の支払を求めるもの
3	7. 1. 16	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料205,333円、延滞金及び令和6年9月15日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月15,500円の支払を求めるもの
4	6. 12. 13	市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し及び令和6年11月1日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月14,700円の支払を求めるもの